

政策 I - 1 - (1) - ②

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 目標等

達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条等
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況 (金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。)

2. 平成 18 年度重点施策等

18 年度重点施策	① 金融実態に応じた的確な検査の実施 ② 「金融検査評価制度」の施行に向けた対応
参考指標	① 検査実施状況（検査指摘状況等）、マニュアルの整備状況 ② 施行等の状況

3. 政策の内容

平成 18 事務年度は、利用者保護の徹底の要請やバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の開始等現下の金融機関を取り巻く情勢の変化に留意し、金融実態に応じた的確な検査を実施していく必要がありました。

このため、平成 18 検査事務年度検査基本方針において、利用者保護に係る検証（利用者保護の徹底）、新たな金融商品への運用状況や金利変動等を踏まえた検証、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢の検証、バーゼルⅡへの対応、金融コングロマリットの検査、等を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施することとしたほか、平成 18 年 1 月より試行を開始した金融検査評価制度について、制度の定着の度合いや運用状況を見極めつつ、本格施行に移すこととしました。

4. 現状分析及び外部要因

18 年 6 月に金融商品取引法が成立し、顧客保護のための新しいルールが整備されるなど、顧客保護等に係る管理態勢の構築の必要性・緊急性が従来にも増して高まってきているところです。

また、金融機関による各種ファンド商品及び仕組債等の保有が拡大しているほか、証券化・流動化・投資銀行業務等複雑かつ高度な取組みが活発化してきています。金融業務の国際化や構造変化、金融コングロマリット化が進んでいる中で、19年3月期からは、バーゼルⅡが適用開始となり、新たに、統合的なリスク管理態勢の構築が金融機関に求められることとなりました。

金融検査評定制度については、18年1月より試行を開始したところですが、18検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととしていたところです。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

主に、以下の点を掲げた検査基本方針を作成し、検査基本計画に基づいて、検査を実施しました。

① 金融実態に応じた的確な検査の実施

ア. 利用者保護に係る検証（利用者保護の徹底）

利用者保護の徹底を検査重点事項の第一に掲げ、（ア）説明責任及び契約の履行状況、（イ）苦情等処理態勢、（ウ）金融取引の安全の確保への取組み、（エ）個人情報保護等、（オ）情報開示の適切性、について重点的に検証しました。

イ. 新たな金融商品への運用状況や金利変動等を踏まえた検証

金融機関の抱えるリスクが多様化する中で、金融機関が、金利変動も想定し、適切なALM（資産負債管理）を行うための体制を整備しているか、また、個々の資産の保有や業務の実施に関しても、リスクを十分に認識した上で、適切なリスク管理態勢を整備しているか検証しました。

ウ. 大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢の検証

預金等受入金融機関については、個別の金融機関の財務内容や資産運用の状況に応じ、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢の検証を実施しました。

エ. バーゼルⅡへの対応

19年3月期より実施されたバーゼルⅡに対応し、金融機関がバーゼルⅡの手法・内容に則って自己資本比率を適正に算出・管理するとともに、自己資本の水準を適切に評価・管理する自己資本管理態勢を整備しているか検証しました。また、バーゼルⅡの趣旨に対応した統合的なリスク管理及び個々のリスク管理の高度化に向けた金融機関の取組み状況について検証しました。

この他、バーゼルⅡへの対応、及び利用者保護の徹底の要請等、現下の金融機関を取り巻く情勢の変化に対応するため、19年2月に金融検査マニュアルを改訂しました。

オ. 金融コングロマリットの検査

金融コングロマリット化に対応し、グループレベルでの統合的なリスク管理態勢について検証を実施したほか、グループを構成する証券会社等に対しては、必要に応じ証券取引等監視委員会との同時検査を実施しました。

また、海外営業に係る適切なリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を確保する観点から、国際業務統括部門等による海外営業拠点の管理態勢の適切性等についての検証を実施しました。

② 「金融検査評定制度」の施行に向けた対応

金融検査評定制度については、「金融検査評定結果の分布状況」を18年11月に公表したほか、「金融検査評定制度施行後における検査について」を18年12月に公表しました。また、制度の理解の一層の向上に資すること等を目的として、「金融検査評定制度に関するQ&A」を19年3月に作成・公表しました。さらに、主要行については、19年4月1日より金融検査評定制度を施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評定結果を選択的な行政対応に反映させることとしました。

(2) 評価

18検査事務年度において、銀行等（銀行持株会社を含む）については、92件の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について198件、保険会社について15件、その他金融機関について384件の検査をそれぞれ実施し、ほぼ計画を達成しました。

【資料1 平成18検査事務年度の検査実施計画・実績件数】

(単位：件)

	検査計画件数（注1）	検査実績件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	100	92
協同組織金融機関	200	198
保険会社	15	15
政策金融機関・郵政公社	6	6
その他金融機関	385	384

（注1）当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

① 金融実態に応じた的確な検査の実施

ア. 利用者保護に係る検証（利用者保護の徹底）

利用者保護の徹底の観点から、金融機関による説明責任及び契約の履行状況、

苦情等処理態勢等を重点的に検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・顧客保護等管理態勢

(ア) 顧客サポート・マニュアルにおいて、営業店で苦情等が発生した場合は全て本部へ報告する旨規定しているものの、苦情等の定義が不明確であることから、報告漏れが多数認められるほか、恒常的に報告遅延が発生している事例。(預金等受入金融機関)

(イ) 契約に係る対応について、解約を希望している契約者から営業職員に強く引き止められたという苦情が寄せられているにもかかわらず、所管部署において、実態把握が不十分なまま解約防止を推進している事例。(保険会社)

イ. 新たな金融商品への運用状況や金利変動等を踏まえた検証

リスクが多様化する中で、適切な統合的リスク管理態勢及び市場リスク管理態勢が構築されているかを検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・統合的リスク管理態勢(預金等受入金融機関)

ALM委員会について、営業推進や収益管理に関する審議が中心となり、各種リスク管理に関する審議が不十分となっている事例。

・市場リスク管理態勢(預金等受入金融機関)

(ア) 不動産ファンドについて、物件概要説明書等を検討して購入を決定しているものの、当該説明書に記載している各種リスクの判断に関する資料を全く徴求していないなど、購入時のデューデリジェンスが不十分な事例。

(イ) 仕組債の時価算定について、ブローカーから入手した時価の適切性の確認・検証に係る規程を定めていないことなどから、ほぼ同条件の仕組債の時価との乖離が生じていることを看過しているなど、検証が不十分となっている事例。

ウ. 大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢の検証

預金等受入金融機関に対し、大口与信管理態勢をはじめとした、適切な信用リスク管理態勢が構築されているかを検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・信用リスク管理態勢(預金等受入金融機関)

大口与信先に係るローンレビューについて、経営会議において集中リスク

や劣化懸念を早期に把握し与信方針を策定・検討することとしているものの、所管部署より与信取組実績や業績計画の進捗状況等が十分に報告されていないため、経営陣による牽制機能が十分に発揮されていない事例。

エ. バーゼルⅡへの対応

バーゼルⅡへの取組み状況を検証したこと及び19年2月に金融検査マニュアルを全面改訂したことを受け、各金融機関においては、適切な自己資本管理態勢及び統合的リスク管理態勢の改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。また、金融検査マニュアルの改訂により、バーゼルⅡへの対応も含め、金融実態に応じた的確な検査の実施に向けた態勢整備が図られたものと考えています。

オ. 金融コングロマリットの検査

金融コングロマリット化に対応し、グループレベルでの統合的リスク管理態勢の検証、証券取引等監視委員会との同時検査等を実施したほか、国際業務統括部門等による海外営業拠点の管理態勢の適切性等について検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・リスク管理態勢（共通）（預金等受入金融機関）

投資銀行業務や海外業務を拡大させているなかで、海外拠点における業務監査について、海外駐在の監査部門から本店の監査部門に対する報告の基準が不明確であり、重大なリスクに関する情報の共有化が図られていない事例。

② 「金融検査評定制度」の施行に向けた対応

金融検査評定制度については、18年1月より試行を開始し、18検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととしていたところですが、主要行については、少なくとも1回は評定を用いた検査を受検しており、また、その運用状況に特段の問題がないと判断したことから、19年4月1日より制度を施行に移しました。

これに先駆けて、評定に係るデータやノウハウの蓄積を進め、「金融検査評定結果の分布状況」を18年11月に公表したほか、選択的な行政対応の取扱いを明らかにした「金融検査評定制度施行後における検査について」を18年12月に、また、「金融検査評定制度に関するQ&A」を19年3月に、それぞれ作成・公表したことで、本格施行後の選択的な行政対応のあり方を含め、評定制度に対する金融機関を含む関係者の一層の理解の向上につながったものと考えています。

6. 今後の課題

(1) 金融商品取引法の施行やバーゼルⅡの実施等の規制環境の変化や、金融商品・取

引の高度化・複雑化、販売経路の拡大、郵政民営化等の金融環境の変化に的確に対応していく必要があります。また、金融資本市場の国際化に伴い、邦銀の海外業務が活発化する中で、金融機関が抱えるリスクが多様化してきていることへの対応のほか、保険金等の適切な支払管理態勢の検証をはじめとする、利用者保護への対応を図っていく必要があります。このため、監督部局との緊密な連携の保持、情報収集分析能力の強化、eラーニングの積極的活用を含めた検査官に対する研修の充実等を通じ、検査能力・技術の更なる向上を図り、適正かつ実効性のある検査に努める必要があります。

(2) 金融検査評定制度については、20年1月の全面的な本格施行に向けて、データやノウハウを引き続き蓄積するとともに、検査官の目線の統一を図る必要があります。

(3) 以上を踏まえ、20年度において、上記の検査等の実施のため、予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

18検査事務年度に策定した検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したことにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて成果が上がっていることから、Aと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・平成18検査事務年度の検査実施計画・実施件数

10. 担当課室名

検査局総務課